

まちづくり相談員の派遣制度

マンションを含めた、地域における自主的なまちづくり等を検討する際に、まちづくり相談員を派遣します。

対 象	市街地整備を目的として、複数の区民の方等により設置されたまちづくり協議会等の団体
条 件	区の審査会決定後に派遣します。
内 容	<p>■まちづくり相談員 都市計画や建築など、まちづくりに関する資格や知識を有する専門家</p> <p>■派遣期間、回数 ・最長3年間(年度ごとに申請が必要です) ・1年間で最高20回まで</p> <p>■支援内容(例) ・初動期支援 ・敷地共同化プランの作成 ・まちづくり活動に必要な組織づくりのお手伝い ・地域の課題整理・目標設定などのお手伝い</p> <p>※資料代や会場代等は団体の負担になります。</p>
問合せ先	都市計画課 電話：5246-1364

老朽建築物等の除却工事助成制度

耐震診断の結果により倒壊の危険性が高いと判断された建築物等で、当該建築物等を除却する場合、除却工事費用の一部を助成します。事前相談のうえ、工事着手前に申請することが必要です。

対 象	昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に建築された建築物で、対象建築物の所有者が申請可能(不動産販売または不動産貸付、貸駐車場を業とする者が当該業のため除却する工事は除く)。耐震診断の結果、木造の場合は評点0.7未満、非木造の場合はIs値0.3未満であること。
助成金額	除却工事費の1/3、上限50万円
問合せ先	建築課 電話：5246-1335

住まいの共同化と安心建替え支援(共同化助成)

市街地における住環境の整備及び機能の向上並びに災害に強いまちづくりの促進を図るため、建築物の建替え工事費等の一部を助成します。事前相談のうえ、工事着手前に申請することが必要です。

対 象	建築物の整備を施行する権利者 又は これらの者から委任を受けた者
条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地面積100m²以上1,000m²未満 ・ 2以上の敷地に2以上の地権者が1棟の共同住宅を建築し、その建物を区分所有すること ・ 地上3階建て以上 ・ 1棟あたり50m²以上の住戸の合計面積が、延べ面積の1/2以上 ・ 1部屋の面積は最低7m²以上 ・ 公開空地の整備、整備した空地へ区支給のプレート埋込 ・ 容積割増、他の補助金を受けていないこと ・ 税の滞納がないこと
助成金額	延べ面積に応じた額、及び、地権者の人数に応じた加算及び仮住居費の加算
問合せ先	住宅課 電話：5246-9028

マンションアドバイザー利用助成制度

(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが行う、マンション建替え・改修アドバイザーの派遣料を助成します。事前相談のうえ、アドバイザーの派遣前に申請することが必要です。

対 象	築30年以上の区内の分譲マンション管理組合及び賃貸マンション所有者
対象コース	<p>マンション建替え・改修アドバイザー制度のBコースの一部コース 詳細は区ホームページをご覧ください。 (右記の二次元コードからアクセスできます) ※その他の一部コースの助成については東京都で実施しています。(P.6参照)</p>
派遣回数	1マンションで1回限り
助成金額	アドバイザー派遣料の全額(予算の範囲内)
申請方法	①台東区に助成制度の利用申請 ②(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターへアドバイザー派遣申込
問合せ先	住宅課 電話：5246-9028



マンション建替組合の設立認可

マンション建替法に基づく建替組合の設立認可等を行い、老朽マンションの建替えを促進します。事前相談のうえ、工事着手前に申請することが必要です。

対 象	分譲マンション
内 容	区分所有法の建替え決議後、マンション建替法に基づく建替組合を作るための設立認可を区が行います。建替組合は法人格を有し、マンション建替事業の施行者(独立した法的な主体)として、工事請負契約や資金の借入れ等の各種契約ができます。それにより、安定した建替事業が実施できます。
問合せ先	住宅課 電話：5246-9028

